

別添1

## 協 議 書

最上川中部水道企業団 企業長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、下記の区域における乙の優良田園住宅建設計画について協議した結果、次のとおりとする。

区域の表示 東村山郡山辺町 番

### 記

#### 1 優良田園住宅建設により設置された公共施設の管理の規定

- (1) 優良田園住宅建設区域内における配水管の布設工事は、甲の給水条例（昭和42年4月1日条例第5号。以下「給水条例」という。）第40条の規定に基づき、乙の負担で甲が施工するものとし、配水管は、甲が維持管理を行う。
- (2) 開発区域内における給水装置の工事は、給水条例の規定に基づき、乙の負担で甲又は甲が指定する者が施行するものとし、優良田園住宅建設に係る道路内の給水装置は、甲が維持管理を行い、それ以降は乙及び土地所有者が維持管理を行う。

#### 2 公共施設の用に供する土地の帰属の規定

- (1) 優良田園住宅建設に係る配水管については、甲に帰属するものとし、給水装置は、乙及び土地所有者に帰属する。

#### 3 その他

- (1) 分岐箇所は、東村山郡山辺町 番地先の配水管よりとする。
- (2) 新設配水管は、管種 ・ 口径 mmとする。

この協議を証するため、本通2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 最上川中部水道企業団  
企業長

Ⓜ

乙 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者

Ⓜ